

■こども誰でも通園制度Q&A

Q1. 「こども誰でも通園制度」と「一時保育」の違いは？

A1. 「一時保育」の利用には、保護者が就労や就学、家族の病気、冠婚葬祭など、家庭での保育が難しい理由が必要ですが、「こども誰でも通園制度」は、理由を問わず誰でもが利用できる点が大きな違いです。また、一時保育事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、「通う」という考え方を基本としている。

家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的となっている

Q2. 「0歳6か月から満3歳未満まで」というのは、具体的にいつの時点からいつの時点までか？

A2. 誕生日から6か月目（4月17日生まれであれば、10月16日）以降、満3歳の誕生日の前々日（4月17日生まれであれば、3歳になる年の4月15日）まで利用可能です。

Q3. 親戚や知り合いが送迎しても良いか？

A3. 原則として、保護者の方の送迎としていますが、個別に事情等がある場合は、事前面談等で送迎予定者を各施設に伝えてもらうことを想定しています。

Q4. 利用したい施設を事前に見学することはできるか？

A4. 可能です。事前に施設に連絡が必要です。

Q5. 利用の何日前までに申し込みが必要か？

A5. 初めて誰でも通園制度を利用する施設では、初回利用の前に事前面談を受けることとなります。事前面談は、保護者と子どもが同席することが基本です。事前面談の予約可能日は、利用施設ごとで異なるため、各施設へ確認いただく必要があります。当日や翌日の事前面談は、対応が困難な場合があるため、余裕のある日程でお願いすることとなります。事前面談にて、事業所が受入可否を決定し、利用日の予約をしていくこととなります。

Q6. 利用予約をキャンセルしたい場合は、いつまでに連絡すればよいか？

A6. キャンセルの取扱いについては、当日の午前0時を基本とします。
犬山市においてキャンセルポリシーの取扱いに準じていただくこととなります。

Q7. 事前面談には親子で参加する必要はあるか？

A7. お子様の様子を確認するため、原則、必要です。ただし、個別に事情等がある場合は、要相談となります。

Q8. 月10時間を超えて利用することはできないのか？

A8. こども誰でも通園制度として、月10時間を超えて利用することはできません。

ただし、同一施設で一時保育を実施している場合は、一時保育を併用することで利用可能となります。

Q9. 複数の施設を利用する場合、月の利用時間は合算することになるのか？

A9. 複数施設の利用は、利用時間を合算することになります。施設ごとで10時間ではありません。

Q10. 利用料金の支払い方はどうなるのか？

A10. 利用施設にて現金での支払いとなります。

Q11. 通常保育の子ども達との交流はあるのか？

A11. 保育をする部屋は別となりますが、状況により交流することもできます。

Q12. 利用対象者は未就園児となっているが、認可外保育施設（企業主導型以外）に通っている場合は対象となるのか？

A12. 対象になります。

Q13. 多子多胎世帯は無料になるのか？

A13. 無償化の対象としていません（無料にはなりません）。

Q14. 犬山市は10時間以上提供しないのか。

A14. 国の補助金の対象は月10時間までとなること、また、利用ニーズがどれ位あるのかが不明なところもあることから、初年度は補助対象となる月の上限枠を10時間としました。10時間を超えた分は市独自の施策となることから、利用実態も踏まえ当面は10時間とします。

ただし、当市は一時預かり事業も実施しています。利用枠10時間を超えてさらにお子様を通わせたいという場合は、施設の予約状況もありますが、一時預かり事業のご利用を案内させていただくこととなります。